



歩について、おさらいさせていただこうと思いま

す。今日は、労務管理の初歩について、法定記入項目を確認します。労働者名簿の作成については、労働基準法第107条及び労働基準法施行規則第53条で規定しています。

名簿は、全部で8つの項目からなりたちます。

①労働者の氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、及び⑦

④性別、⑤住所、及び⑦雇入れ年月日に関しては、文字どおりの解釈をしていただけるだろうと思いま

すから、解説は省きます。

③の履歴ですが、稀に会社に入社した後の人事異動経歴を記録し、入社の種類、⑦雇入れの年月日、⑧退職年月日と退職事由（解雇の場合は、解雇理由まで。死亡の場合

は、死亡年月日と死亡原因）の8項目です。①労働者の氏名、②生年月日、

⑧の退職年月日などの記入は、各企業とも漏れなく記録されていることだと思いますが、退職の事

務の種類については、常時使用労働者数が30名未満の事業場においては、記入を省略して差し支えありません。

次に、⑥の従事する業務の種類については、常時使用労働者数が30名未満の事業場においては、記入を省略して差し支えありません。

なお、平成9年労基法施行規則改正により、本籍欄は削除されています。

さらに、労働者名簿だけに限りませんが、企業で

全部まとめて作成するものではなく、事業場ごとに作成していくことがあります。

最後に、労働者名簿の保存は、労働者の退職（解雇）した日を起算として、3年が労基法による法定保存期間となります。労

働者名簿を含め、労務関係帳簿の保存については、

由、解雇の場合は解雇理由までの記録が不十分であるケースが散見されます。退職の事由（理由）としては、自己都合、定年などと記録しますが、解雇の場合は単に「解雇」

平成7年3月の行政解釈通達により、次の2つの条件を満たせば、書面としてではなく、いわゆる電子データでの作成が可能です。

(1)電子機器を用いて磁気ディスク等により作成された労働者名簿等に法定必要記載事項を具備し、かつ、各事業場ごとにそれを表示し、及び印字す

書き・横書きかまでは規制していませんから、記入事項を漏れなく、把握・記録していただくようお願いいたします。

次に、(2)労働基準監督官の臨検時等に労働者名簿の閲覧、提出等が必要とされる場合に、直ちに必要事項が明らかにされ、写しを提出し得るシステムとなつておられます。

この装置を備え付けていること。